

1 裁判年月日 平成25年11月21日 裁判所名 東京地裁 裁判区分 判決
事件番号 平23(ワ)28796号 事件名 損害賠償請求事件

要旨

◆原告が、同人が所有し居住する建物の隣接地に被告らが建物を建築したことにより日照権が侵害され、建設工事の騒音や振動等により被害を受けたとして、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案において、被告らの建築した建物による原告建物の日照阻害や本件工事による騒音・振動等は、社会生活上一般に受忍すべき限度を超えるものであったと認めることはできないとして、請求を棄却した事例

事実及び理由

第1 請求の趣旨

被告らは、原告に対し、連帯して300万円及びこれに対する平成22年7月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

原告が、原告が所有し居住する建物の隣接地に被告らが建物を建築したことにより日照権が侵害され、建設工事の騒音や振動等により被害を受けたとして、不法行為に基づく損害賠償として、被告らに対し請求の趣旨記載の金員の連帯支払を求めた事案である。

1 前提事実（以下の事実は、当事者間に争いがないか、証拠及び弁論の全趣旨により認めることができる。）

(1) 当事者

ア 原告は、別紙物件目録記載1(1)の土地（以下「原告土地」という。）及び同目録記載1(2)の建物（以下「原告建物」という。）を所有し、原告建物に居住している（甲3及び4、乙10及び12）。

イ 被告Y1（以下「被告Y1」という。）及び被告Y2（以下「被告Y2」という。）は、別紙物件目録記載2(1)の土地（以下「被告土地」という。）を共有している（甲1、乙8）。

被告Y1は、同目録記載2(2)の建物（以下「a棟」という。）を所有し（甲2）、被告Y1及び被告Y2は、同目録記載2(3)建物（以下「b棟」という。）（甲12、乙13）及び同目録記載2(4)の建物（以下「c棟」という。）を共有している（以下、a棟、b棟及びc棟を併せて「被告建物」という。）。

ウ 被告有限会社光和住宅（以下「被告会社」という。）は、建築物の設計、監理及びコンサルタントを業とする会社である。

(2) 原告土地と被告土地との関係

原告土地は、平成7年4月3日に被告土地から分筆されたものであり、被告土地の北側に隣接している。

(3) 被告らによる建物の建設

被告Y1及び被告Y2は、被告土地上に、従前、居宅、アパート3棟、物置2棟を所有していたが、平成21年11月、このうちの一部が焼失した。

被告Y1及び被告Y2は、被告会社に依頼して被告土地上に被告建物を建築し、a棟は、平成22年5月21日までに、b棟は同年8月20日までに完成し、所有権保存登記がなされた(甲2, 甲12)。

被告土地上の被告建物の配置は、概ね別紙図面のとおりであり、b棟が一番北側に建てられており、原告土地に面している。

被告会社は、本件建物の建築主又は築造主であり、工事施工者は積水ハウス株式会社(以下「積水ハウス」という。)である(甲5の1及び2)。

2 争点及びこれに対する当事者の主張

(1) b棟の建築による日照障害が不法行為にあたるか。

【原告の主張】

b棟の建築行為は、それにより、原告の日照権を侵害しており、以下のとおり、日照権侵害の程度が大きいこと、日照権保護の必要性が大きい地域であること、加害回避の可能性があったこと、被告らが不誠実な対応をとってきたことなどを総合的に考慮すると、被告らによる日照権侵害は、社会生活上受忍すべき限度を超えている。

ア 日照障害の程度

原告建物の南面主要開口部は、冬至日の午前8時から午後4時までの間、平均地盤から1.5メートルの高さで、約7時間もの間日照を障害されている。原告建物の1階西側の居間では、午前8時に日影がかかり始め、午前10時ころには、同居間の窓全体が日影となり、午前11時で1階東側の和室の窓全体も日影となり、その後午後4時まで同居間及び同和室の窓は日影のままである。

また、原告建物にかかる5メートルライン(隣地境界より5メートル離れた点を線で結んだもの)を超えた部分については4時間以上の日照障害は存在しないが、午前9時から午前10時及び午後1時から午後4時にわたって、原告建物にかかる5メートルラインを超える部分がb棟によって障害され続けている。とりわけ、午後2時ないし午後4時までにかけて、建物の大部分にb棟の日影が及ぶ時間帯があり、原告に多大な日照損害をもたらしている。

イ 地域性

原告土地、原告建物及びb棟の存する地域(以下「本件地域」という。)は、第一種低層住宅専用地域であり、日照権の保護の必要性が高い地域である。

ウ 加害回避可能性

b棟建築以前に被告Y1及び被告Y2が所有していた建物(以下「旧建物」という。)は、b棟よりも原告建物から離れた位置にあり、日照権はほとんど侵害されていなかった。

被告らは、旧建物とほぼ同位置にb棟を建築することによって、原告の日照権侵害を回避することができた。被告らは、仮に建築基準法が適用されるとすれば違法となるか否かの限界のところb棟を建てている。あと少しでも南側に建てていれば、仮に適用対象の建物となった場合でも、法的な抵触部分がない状態にできたはずである。あと数センチメートルのことであるから、被告らが加害行為を回避することは容易である。

エ 被害回避可能性

原告建物は、最大限北側に近づけて設置されている。この状態で、日照侵害を解消するには、原告建物のうち現在日照被害を受けている部分を取り壊すほかない。

オ 交渉経過

被告建物が建設されたのは、もともとは、旧建物が焼失したことを原因とするにもかかわらず、火災当日に被告Y1が原告に対して謝罪に来ることはなかった。また、被告Y1は、火災の数日後、原告宅玄関先において原告と会った際、後日自己の連絡先が分かるものをもって改めてお詫びに伺うなどと約束したが、これを守らなかった。また、平成22年3月ころ、原告は、被告Y1に対し、b棟を新築するのであれば、原告建物の日照権に配慮して、原告建物の真南ではなく、旧建物とほぼ同じ位置に建築して欲しいと頼んだ。しかし、被告Y1は、「我々は生きていかななくてはならない。そのためには近隣に迷惑がかかっても仕方がない。」と述べ、原告の要望に一切応じなかった。また、同年4月4日、被告会社の代表者は、原告に対し、「b棟について既に建築確認許可が出ており、また、アパート住民の災害時の避難通路を確保する旨の指示を大田区役所から受けているため、原告の要望するような建築計画の変更等は不可能である。」などと、虚偽の説明をしていた。被告らは、原告に対し、現在までb棟による日照権侵害に関して一切謝罪していない。

【被告らの主張】

以下の点に照らすと、b棟による原告建物の日照阻害は社会生活上一般に受忍すべき限度を超えるものではなく、違法性を欠き、不法行為にあたらぬ。

ア 建築基準法上の日影規制には違反しない。

b棟は、日影規制の適用対象外の建物であり、建築基準法の日影規制に違反することはない。仮に、日影規制を受けると仮定した場合であっても、日影規制に違反するポイントは、原告建物内ではなく、原告土地の庭の部分に位置する部分であり、しかも、日影時間は4時間15分54秒であり、規制時間4時間を僅かに15分程度超えるに過ぎない。

イ 日照阻害の程度

冬至の日の午前8時から午後4時までの間の、原告建物の南側主要開口部の日照阻害のうち、原告土地内の隣地境界線から5メートルを超える範囲の日照阻害（建築基準法上、日影規制の対象となる日照阻害）はほとんどない。すなわち、日照阻害のうち午前8時から午後2時前までの日照阻害は、原告建物が住宅地の一般的宅地規模からみて標準的南庭であるべき位置に建てられていることが原因で生じている日照阻害に過ぎない。

ウ 加害回避可能性

被告らは、原告の申し入れを受け、b棟を他の新築建物との配置を考慮しつつ、原告土地との隣地境界線から最大限南側に離して建築した。また、b棟は共同住宅としては、極めて通常の形態・構造であり、ことさら原告建物の日照阻害を企図した形態・構造をしていない。

エ 被害回避可能性

原告土地の建ぺい率は、50パーセントであるところ、原告土地の地積は100.33m²、原告建物の1階部分の床面積は53.28m²であって、建ぺい率50パーセントを超えていることは明らかである。

オ 交渉経過

被告Y1は火災の数日後、原告宅玄関先において原告と会った際、後日自己の連絡先が分かるものをもって改めてお詫びに伺うと約束し、その数日後、原告に対し、被告Y1の自宅の電話番号と携帯電話の電話番号を教えた。被告Y1はその後も2回程度、原告宅を

訪ねて謝罪した。

被告Y1は、原告からの要望に対し、最大限配慮するよう努力するが、被告Y1及び被告Y2も固定資産税を納付するため相応の収益をあげなければならないことから、原告の要望に100%応えられるかは分からないと回答した。

被告らは、原告の申し入れを受けて、b棟を当初の計画より南側に移し、原告建物とb棟の間に目隠しを設置し、b棟の入り口を原告建物と反対側に配置するなどの変更をした。

(2) 被告建物の建築工事による騒音・振動等が不法行為となるか。

【原告の主張】

被告会社と積水ハウスは、平成22年2月ころから、被告建物を建築する工事（以下「本件工事」という。）を開始し、平成23年8月ころに完了した。本件工事は、午前8時から日没まで日曜日を除いて連日行われ、クレーン、パワーショベルやフォークリフト等の重機が利用され、轟音が響き渡っていた。本件工事中は、原告建物の食器棚が常に揺れており、テレビや電話の音も全く聞こえないほどであった。少なくとも75デシベルないし85デシベルの振動があり、これは受忍限度を超えるものであった。原告は原告建物内において、税理士業務及び会計業務を行っているところ、本件工事による騒音・振動により著しくこれらの業務を妨害された。原告の妻は、専業主婦であり、かつ原告の会計業務を手伝っているため、日中も原告建物におり、本件工事による轟音に恐怖を感じ、また、地震のような振動が続く毎日に強い精神的苦痛を感じていた。

本件工事による騒音及び振動は通常人にとって一般社会生活上受忍すべき限度を超えたものであり、違法である。

被告Y1及び被告Y2は、請負人たる被告会社に対し適切な指示を怠っており、「指図について過失」（民法716条但書）があり、施工業者たる被告会社とともに共同不法行為責任を負う。

【被告らの主張】

争う。

(3) 原告の被った損害

【原告の主張】

原告は、被告らの不法行為により、精神的肉体的損害を被った。これに対する慰謝料は、300万円を下らない。また、日照権の侵害により、原告土地及び原告建物の経済的価値は、480万円低下し、原告は損害を被った。以上の損害のうち300万円を請求する。

【被告らの主張】

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (b棟の建築による日照阻害が不法行為にあたるか。)について

(1) 証拠(甲9, 10, 14, 後記各証拠)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 本件地域について

本件地域は、第一種低層住居専用地域に指定されており、容積率は100パーセント、建ぺい率50パーセントであって、近隣には2階建ての共同住宅や一戸建ての住居が多く存在する(甲7の1ないし5, 甲13の1, 乙1)。

建築基準法（56条の2第1項）及び東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例によれば、本件地域において、軒高が7メートルを超える建築物又は地上3階以上の建築物については、日影規制がなされ、建築物の敷地の平均地盤面から1.5メートルの高さの水平面で、敷地境界線から5メートルを超え10メートル以内の範囲内に冬至時の真太陽時における午前8時から午後4時までの間に4時間以上、10メートルを超える範囲においては2.5時間以上日影を生じさせてはならない旨規定されている。

イ 原告土地及び原告建物

原告は、平成7年11月8日に、原告建物及び原告土地を購入した（当初は、Bと共有だったが、その後相続により原告の単独所有になった。）ものであるが、原告土地は、もとは被告土地を含む1筆の土地であったところ、平成7年4月3日に、原告建物の敷地部分について分筆されたものである（甲3、4、乙3、8ないし12）。

原告土地は公簿面積が100.33m²であるところ、原告建物の一階部分の床面積は53.28m²であるため、建ぺい率50パーセントを超過している。これは、原告建物建築時（昭和46年）には、原告土地が分筆されておらず、敷地面積を106.725m²として届出がなされたためである（甲19の1）。また、原告建物と、原告土地と被告土地との境界との距離は最大で約2.46メートル、最少で約1.48メートルである（甲13の1、乙14の1）。

ウ 被告建物の建設

旧建物は、平成21年11月26日、火災で焼失した。

被告らは、平成22年5月ころから、被告土地上に被告建物の建築工事（本件工事）を開始し、b棟は平成22年8月20日までに完成した。

b棟は、2階建ての共同住宅であり、軒高が約6.055メートルであって（甲13の1、乙15の1）、上記ア記載の日影規制のなされる建築物にはあたらない。b棟と、被告土地と原告土地との境界と間の距離は最大で約4.72メートル、最少で約3.17メートルである（甲13の1、乙14の1）。

エ 原告建物の日照障害の状況（甲13の1ないし3、乙15の1、2、乙16の1ないし9、弁論の全趣旨）

冬至時の真太陽時で午前8時から午後4時までの間のほとんどの時間、平均地盤面から1.5メートルの高さにおいて、b棟による日影が原告建物の南側の主要開口部にかかる。この日照障害の状況は、旧建物が建っていたときよりも大きいものである。

もっとも、原告土地の隣地境界線から5メートルを超え10メートルまでの部分についてみれば、b棟による日影がかかるのは、午前9時、午前10時、午後1時にわずかにかかるほかは、午後2時以降の2時間程度であって、上記部分の日影時間が4時間を超えるのは、原告土地のうち原告建物の建築されていない部分について4時間15分程度認められるのみである（乙16の1ないし9）。

(2) 以上によると、b棟によって、原告建物の日照が障害されていることや、その程度は旧建物が建っていたときよりも大きくなったと認められるものの、b棟は建築基準法等による日影規制の対象外の建物であって、b棟の建築について法令に違反する点があるとはいえないこと、b棟による日影について、仮に、日影規制を受けるとした場合には、規制を超える部分があるもののその違反の程度はわずかであること、b棟は北側の境界か

らは3メートル以上の距離をとって建築されていること、他方、原告建物の建ぺい率が規制の50パーセントを超えるものであることや南側の境界との距離が小さいことも原告建物の日照障害の程度が大きくなっていることの原因であることを考慮すると、b棟建築による原告建物の日照障害が、社会生活上一般に受忍すべき限度を超えるものであるとは認められない。

原告は、被告らの交渉態度が不誠実なものであったとも主張するが、仮に、原告の主張するような事実があったとしても、上記認定した、b棟及び原告建物の客観的状況に照らすと、b棟建築による原告建物の日照障害が、社会生活上一般に受忍すべき限度を超えるものであるということとはできない。

したがって、b棟による日照障害が違法であって、原告に対する不法行為に該当するということとはできない。

2 争点(2) (被告建物の建築工事による騒音・振動等が不法行為となるか。)について

原告は、本件工事によって騒音や振動が発生し、その程度は社会生活上受忍限度を超えるものであって不法行為に該当すると主張し、原告及びその妻の陳述書(甲9及び10)を提出する。

しかしながら、上記陳述書を含めた本件全証拠によっても、本件工事による騒音や振動が、客観的にどの程度のものでどの程度の時間継続したのかは不明であって、それが社会生活上一般に受忍すべき限度を超えるものであったと認めることはできず、原告に対する不法行為に該当するということとはできない。

3 結論

以上によると、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

2 裁判年月日 平成22年2月10日 裁判所名 東京地裁 裁判区分 判決
事件番号 平21(ワ)6421号 事件名 損害賠償請求事件

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、110万円及び平成21年1月27日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要及び当事者の主張

本件は、川崎市〈以下省略〉所在のaマンション（以下「aマンション」という。）に居住する原告が、本件建物の南側及び東側に隣接する川崎市〈以下省略〉の土地に、被告が、地上7階建ての共同住宅「bマンション」（以下「本件建築物」という。）を建設したことにより、受忍限度を超える日照権侵害を受けている旨主張して、被告に対し、不法行為に基づき、慰謝料100万円及び弁護士費用10万円の合計110万円の損害賠償及び訴状送達の日翌日である平成21年1月27日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提となる事実（争いのない事実又は証拠により容易に認定できる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、aマンションの1階部分に存在する110号室部分（以下「原告住居」という。）の10分の9の持分権を、昭和61年10月15日に売買により取得し、原告住居に居住している（甲1）。

イ 被告は、建築物並びに建設工事の企画、設計、監理等コンサルティング業務及び請負等を目的とする株式会社である。

(2) 本件建築物の建設

被告は、aマンションの南側及び東側に隣接する川崎市〈以下省略〉の土地（別紙図面のA B C D E Fの各点で囲まれた部分）（以下「本件敷地」という。）上に、本件建築物を建設し、平成21年3月26日、これを完成させた（甲8・1頁）。

本件建築物は、主要用途を共同住宅とする地上7階建て、鉄筋コンクリート造の建築物であり、敷地面積が1万6516.92平方メートル、建築面積が9222.84平方メートル、建築延床面積が4万3351.28平方メートルとなっている。

(3) aマンション及び本件建築物の所在地は、都市計画法上の工業地域に属している。

2 原告の主張

(1) 受忍限度を超える日照権侵害が存在すること

ア aマンションや本件建築物の所在地一帯は工業地域であるものの、低層住宅の多い住宅街であるから、その実態を尊重して日照に対する期待は保護されるべきである。現に、原告は、原告住居が1階に所在していても十分な日照を受けることができることを気に入って原告住居を購入しており、22年以上の長きにわたって日照を享受してきた。

イ 原告住居には、南側にベランダが設置されており、本件建築物の建築前は冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの日影時間は0時間であった。しかしなが

ら、本件建築物の建築により、午前8時から午前10時までの2時間の間、日影が生じるようになった。

ウ 被告は、原告住居が1階部分にある以上、隣接地に建物が建築されることで日影が発生することは十分に予見されたことであると主張するが、本件建築物のように、既に居住用の建物が存在する土地の隣接地に建物を建築する場合には、日影が生じないようにするための配慮がされるべきであり、原告のような1階部分の居住者もそれを期待するのが通常である。

エ 以上からすれば、原告が、被告の行った本件建築物の建設により受忍限度を超える日照権侵害を受けていることが明らかであり、被告の行為は不法行為を構成する。

(2) 損害

ア 原告が本件建築物の建設により受けた精神損害を慰謝するに足りる慰謝料は100万円を下らない。

イ 原告は、本件訴訟を提起するに当たり、弁護士に依頼せざるを得ず、原告訴訟代理人に対し、着手金として10万円を支払っており、かかる着手金は、被告の不法行為と相当因果関係を有する損害に当たる。

3 被告の主張

(1) 受忍限度を超える日照権侵害に対する反論

ア aマンションや本件建築物の所在地一帯は、工業地域とされており、こうした工業地域は、第一種低層住宅専用地域などと異なり、大きな建物が建築されることが元来予定されている地域であるから、原告住居の日照に対する期待も大きいものであったとはいえない。

イ 本件建築物により原告住居に生じる日影時間は、冬至日を過ぎた雨水（2月18日ころ）のころなどは、1時間未満にとどまっている。

また、aマンションの南側には、学校法人c学校が存在し、原告住居の目の前にも樹木が存在していることから、本件建築物の建設以前にも、原告住居には日影時間は存在していた。

ウ そして、原告住居は、aマンションの1階に存在するところ、一般的に、マンションの1階部分は、周辺環境の変化に左右されやすい場所である上、aマンションの所在地が工業地域であることも考慮すれば、隣接地域に建物が建築されることで、相当程度日影が発生されることは十分に予見されることであり、原告住居の属性として内在したことである。

エ 以上からすれば、原告が受忍限度を超える日照権侵害を受けているとは到底いえず、被告の本件建築物の建築行為が不法行為を構成しないことが明らかである。

(2) 損害について

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 前記第2の1の前提となる事実、証拠（甲5、甲7の1、2、甲8、乙1）及び弁論の全趣旨を総合すれば、本件建築物の建設経過及び本件訴訟が提起された経緯について、以下の事実が認められる。

(1) 被告は、平成18年6月ころまでに、本件敷地を取得し、本件建築物の建築計

画を作成した（甲８・２頁）。

(2) a マンションの区分所有者らは、被告との間で、本件建築物の戸数の削減等の交渉を行うため、同マンションの管理組合の直属の組織として「長谷工マンション対策委員会」を発足させ、平成18年6月以降、被告との間で、本件建築物の戸数の削減等について交渉を行った（甲８・２頁、弁論の全趣旨）。

被告は、a マンションの居住者との交渉の結果、本件建築物の北側の住戸5戸の建築を取りやめ、本件建築物の北側を、3階、6階、7階の階段状にして、日影がa マンションに生じにくくなるような形状とするなど、本件建築物によるa マンションへの日影を緩和するための建築計画の変更を行った（甲５、甲８・２頁、乙１）。

(3) 被告及び藤和不動産は、平成19年11月21日付けで、財団法人日本建築センターから、本件建築物の建築計画について建築基準法6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受け、本件建築物の建設に着手した（乙７、弁論の全趣旨）。

(4) 「長谷工マンション対策委員会」は、平成20年7月ころ、被告に対し、a マンションの区分所有者に対する金銭補償を求めることとし、被告と交渉したところ、被告からは、本件建築物により4時間を超える日影が生じることとなった区分所有者を補償の対象とするとの提案がされた（甲８・３頁）。

原告は、原告住居に生じる日影が2時間であり、上記被告の提案から外れることとなったため、個別に被告と交渉することとし、渡辺博弁護士及び高津尚美弁護士に依頼して、平成20年10月8日、被告に対し、慰謝料100万円の支払を請求するとともに、原告との協議の機会を持つよう要求した（甲７の１、２、甲８・３頁）。

被告は、平成20年10月16日、渡辺博弁護士及び高津尚美弁護士と協議の機会を持ったが、原告の請求に対しては応じられない旨回答した（甲８・３頁）。

(5) 原告は、平成21年1月21日、被告に対し、慰謝料100万円及び弁護士費用10万円の合計110万円の支払を求めて、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

(6) 被告は、平成21年3月26日、本件建築物を完成させた（前記第2の1(2)）。

2 受忍限度を超える日照権侵害の有無について

原告は、被告の行った本件建築物の建設により、受忍限度を超える日照権侵害を受けており、被告の本件建築物の建設行為は不法行為を構成する旨主張するので以下検討する。

(1) 本件建築物の高さ制限規制違反の有無について

a マンション及び本件建築物の所在地は、都市計画法上、主として工業の利便を増進するために定められる（都市計画法9条11項参照）工業地域に属しており（前記第2の1(3)）、同地域には、建築基準法上の、日影による中高層の建築物の高さの制限が定められていない（建築基準法56条の2参照）。

したがって、本件建築物は、建築基準法の高さ制限規制に違反するものではない。

(2) 本件建築物の所在地の地域性について

証拠（乙3の2）によれば、a マンションや本件建築物の周辺には、3階以上の建築物が多く存在するほか、9階以上、20階以上の高層建築物も存在することが認められるから、a マンションや本件建築物の所在地一帯が、特に日照に対する期待が保護されるべき地域であるとは認め難い。

(3) 原告住居に生じている日照被害の程度について

証拠（甲5）によれば、本件建築物が建設されたことで、原告住居には、冬至日の真太陽時による午前8時から午前10時までの2時間、本件建築物による日影が生じていることが認められるものの、他方で、証拠（乙4）及び弁論の全趣旨によれば、冬至日を過ぎた雨水（2月18日ころ）の時期においては、本件建築物による原告住居への日影時間は1時間未満と短くなっていることが認められ、1年を通して見ると原告住居への日影による被害は甚大なものではないことがうかがわれる。

また、証拠（甲3、乙2、乙3の2）によれば、aマンションの南側に近接する川崎市（以下省略）の土地には、3階建ての学校法人c学校が建っており、また、aマンションの南側には、同マンションの1階部分を超える高さの樹木が存在し、同マンションの1階ベランダ部分を覆う形となっていることが認められ、本件建築物の有無にかかわらず、原告住居には、上記学校法人c学校の建物や、樹木による日影が生じていたことが推測される。

以上からすれば、本件建築物の建設により、原告住居に深刻な日照被害が生じたものとは認め難い。

(4) 原告住居の位置について

原告住居は、周囲に中高層の建築物が建築されるなどした場合に、日照状況が変化することが容易に予想されるマンションの1階部分に存在しており（前記第2の1(1)ア）、原告の主観的な認識はともかく、購入時と同様の日照状況が将来にわたって継続的に得られるとの期待が低かったものというべきである。

(5) 以上の各事情を考慮すれば、本件建築物の建設によって原告が受けている日照権侵害が受忍限度を超えるものとは認め難い。

3 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないことに帰するから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担について民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。